

後期高齢者医療の保険料について

令和 6 ・ 7 年度における保険料率の改定案について

後期高齢者医療制度においては、診療報酬の改定とあわせて2年ごとに保険料率を見直すこととされており、令和6年度は8回目の改定となります。

子育てを全世代で支援するため、また、高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月に公布されました。これにより、高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入と、後期高齢者負担率の見直しが行われることとなりました。

前回の改定（令和4年度）に比べ、一人当たり医療給付費の増加や制度改正により保険料は増加しますが、給付費準備基金を活用することにより、増加の抑制を図っています。

また、制度改正による急激な保険料の上昇を緩和するため、以下の激変緩和措置が講じられており、それらを踏まえた料率の算定を行いました。

- ・ 出産育児支援金は、令和6・7年度は所要額の1/2とする。
- ・ 年金収入211万円（基礎控除後の総所得金額等が58万円）以下の被保険者について、令和6年度は制度改正がなかった場合の所得割率（10.32%）を用いる。
- ・ 賦課限度額の引き上げは、段階的に実施する（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。ただし、令和6年度に75歳に到達した方が、新たに資格取得するときは、激変緩和措置の対象外となる。

(1) 保険料率(案)及び賦課限度額(案)について

① 保険料率 (案)

	改定案	現 行	差 引
均等割額	52,791円 (月額4,399円)	50,147円 (月額4,179円)	+2,644円 (月額+220円)
所得割率	11.24%	10.28%	+0.96ポイント

・ 被保険者一人当たりの平均年保険料額 (給付費準備基金活用後)

改定案	現 行	差 引	伸び率
89,450円 (月額7,454円)	86,026円 (月額7,169円)	+3,424円 (月額+285円)	+3.98%

※ 各種軽減適用後の数値です。

※ 現行は令和4・5年度の実態調査時加重平均です。

- ・ 医療給付費の増加などによる保険料率の大幅な上昇を抑制する趣旨から、前年度までの剰余金を積み立てた令和5年度末の給付費準備基金残高見込み198.9億円を全額活用することにより、一人当たり平均年保険料額の上昇幅を3,424円、3.98%の伸び率に抑えました(均等割額は2,644円、所得割率は0.96ポイント上昇)。

・ 被保険者一人当たりの平均年保険料額 (給付費準備基金活用前)

6・7年度	現 行	差 引	伸び率
98,436円 (月額8,203円)	86,026円 (月額7,169円)	+12,410円 (月額+1,034円)	14.43%

※ 各種軽減適用後の数値です。

※ 現行は令和4・5年度の実態調査時加重平均です。

②賦課限度額（案）

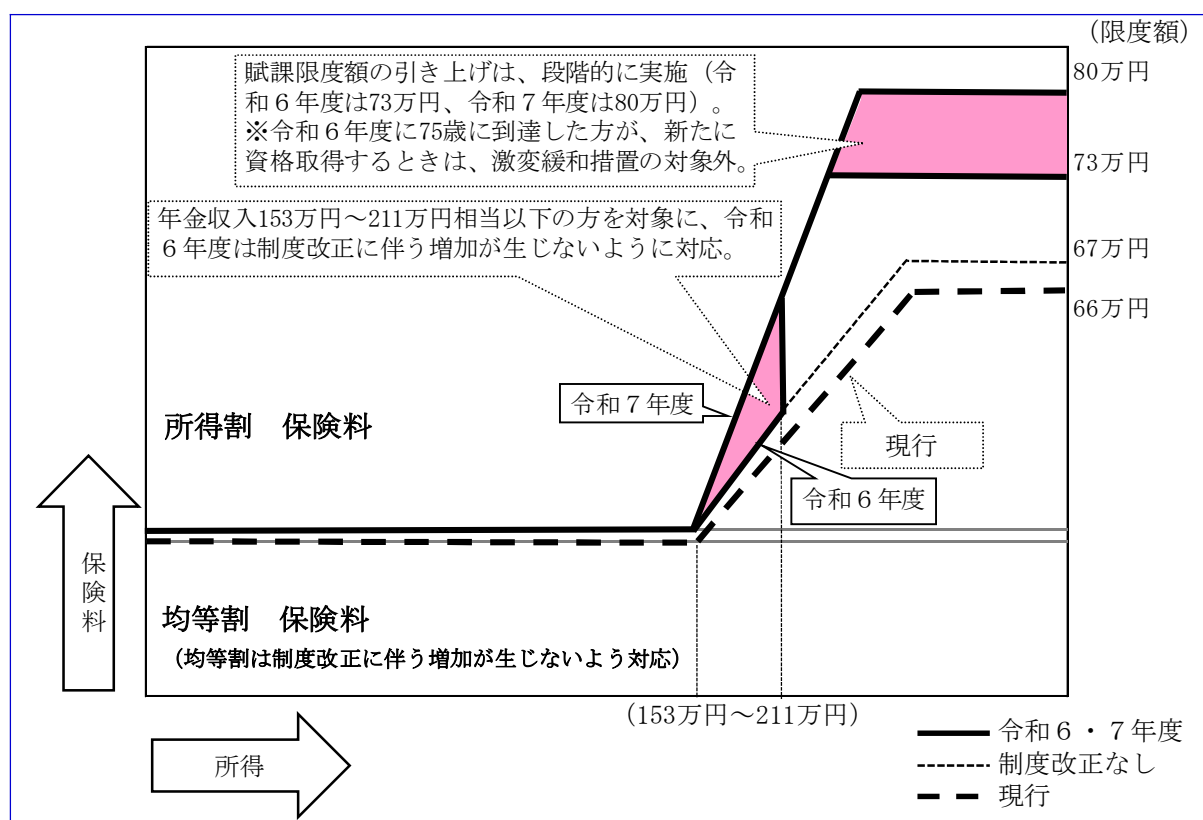
	改定案	現 行	差 引
賦課限度額	80万円	66万円	+14万円

後期高齢者医療保険料は所得の高い方の負担が過大にならないよう、年間の賦課限度額が設定されていますが、今般の制度改正（出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入、後期高齢者負担率の見直し）にあわせ、高齢者世代内で能力に応じた負担を強化する観点から、国において、保険料の賦課限度額が大きく引き上げられました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合も、国基準と同額の賦課限度額の改定を行う予定です。

激変緩和措置として、賦課限度額の引き上げは、段階的に実施することとなっており、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円となりますが、令和6年度に75歳に到達した方が、新たに資格取得するときは、激変緩和措置の対象外となります。

[今回の制度改正に伴う保険料負担のあり方の見直しイメージ]



③低所得者軽減（2割・5割軽減）の拡大

低所得者の均等割については、所得に応じて保険料を軽減しており、軽減割合は、2割・5割・7割となっています。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合に、軽減を適用しますが、令和6年度から以下のように基準額を引き上げ、低所得者軽減の対象が拡大する見込みです。

- ・ 2割軽減の拡大（所得基準額の引き上げ）
（現行） 43万円＋53万5千円×被保険者数
（改正後）43万円＋54万5千円×被保険者数
- ・ 5割軽減の拡大（所得基準額の引き上げ）
（現行） 43万円＋29万円×被保険者数
（改正後）43万円＋29万5千円×被保険者数

・均等割軽減適用範囲の比較

夫婦ともに被保険者である世帯における夫の年金収入の例（妻の年金収入79万円）

	2割軽減	5割軽減
現 行	年金収入 275 万円以下	年金収入 226 万円以下
改正後	年金収入 277 万円以下 ※1	年金収入 227 万円以下 ※2

- ※1 2割軽減 公的年金等控除額110万円＋基礎控除額43万円
＋年金特別控除15万円＋（54.5万円×2人）＝277万円
- ※2 5割軽減 公的年金等控除額110万円＋基礎控除額43万円
＋年金特別控除15万円＋（29.5万円×2人）＝227万円

◎保険料率(案)によるケース

(1) 基礎年金受給者(老齢基礎年金受給年額79万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	15,044円		15,044円			7割
	月額			1,254円			
改定後	年額	15,837円		15,837円	+793円	+5.27%	7割
	月額			1,320円	+66円		

(2) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額120万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	15,044円		15,044円			7割
	月額			1,254円			
改定後	年額	15,837円		15,837円	+793円	+5.27%	7割
	月額			1,320円	+66円		

(3) 厚生年金の標準的な年金受給者(厚生年金受給年額 190万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	25,073円	38,036円	63,109円			5割
	月額			5,259円			
改定後 R 6	年額	26,395円	38,184円	64,579円	+1,470円	+2.33%	5割 所得割10.32%
	月額			5,382円	+123円		
改定後 R 7	年額	26,395円	41,588円	67,983円	+4,874円	+7.72%	5割 所得割11.24%
	月額			5,665円	+406円		

(4) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額 197万5千円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	40,117円	45,746円	85,863円			2割
	月額			7,155円			
改定後 R 6	年額	26,395円	45,924円	72,319円	-13,544円	-15.77%	5割 所得割10.32%
	月額			6,027円	-1,129円		
改定後 R 7	年額	26,395円	50,018円	76,413円	-9,450円	-11.01%	5割 所得割11.24%
	月額			6,368円	-787円		

(5) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額211万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	40,117円	59,624円	99,741円			2割
	月額			8,312円			
改定後 R 6	年額	42,232円	59,856円	102,088円	+2,347円	+2.35%	2割 所得割10.32%
	月額			8,507円	+196円		
改定後 R 7	年額	42,232円	65,192円	107,424円	+7,683円	+7.70%	2割 所得割11.24%
	月額			8,952円	+640円		

(6) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額211万1円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	40,117円	59,624円	99,741円			2割
	月額			8,312円			
改定後	年額	42,232円	65,192円	107,424円	+7,683円	+7.70%	2割 所得割11.24%
	月額			8,952円	+640円		

(7) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額 222万5千円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	50,147円	71,446円	121,593円			
	月額			10,133円			
改定後	年額	42,232円	78,118円	120,350円	-1,243円	-1.02%	2割 所得割11.24%
	月額			10,029円	-104円		

(8) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額 300万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	50,147円	151,116円	201,263円			
	月額			16,772円			
改定後	年額	52,791円	165,228円	218,019円	+16,756円	+8.33%	
	月額			18,168円	+1,396円		

(9) 給与収入900万円、年金収入200万円の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	50,147円	762,776円	660,000円			
	月額			55,000円			
改定後 R 6	年額	52,791円	834,008円	730,000円	+70,000円	+10.61%	賦課限度額 73万円
	月額			60,833円	+5,833円		
改定後 R 7	年額	52,791円	834,008円	800,000円	+140,000円	+21.21%	賦課限度額 80万円
	月額			66,667円	+11,667円		

(10) 基礎年金受給者で自営業の子(世帯主)と同居している方

(子(世帯主)事業所得年額 300万円、被保険者 老齢基礎年金受給年額 79万円)

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	50,147円		50,147円			
	月額			4,179円			
改定後	年額	52,791円		52,791円	+2,644円	+5.27%	
	月額			4,399円	+220円		